金沢版地域包括ケアシステム 推進協議会（第3回）	資料１
平成25年11月13日	

認知症の方を支える体制のあり方について

認知症の方を支える体制のあり方について

背景

○　国による認知症の有病率推定値では、65歳以上の約1割が、認知症であると推定されており、本市における要介護認定者のうち約6割が認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上となっている。また、今後も認知症高齢者は増加が予測されるところ。

○　従来は、認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼であったが、「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置くため、国において「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン」を平成24年度に策定、早期発見・早期対応によって認知症高齢者の生活支援を行う方針を明らかにし、認知症に適したサービス提供の流れ（ケアパス）の策定や、医師や専門職により構成され、アウトリーチによる支援を行う認知症初期集中支援チームの設置などにより、医療機関や介護事業者の認知症対応力の強化を図ることとされている。

○　これを踏まえ、本市においても認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、標準的な認知症ケアパスの作成と普及を推進する必要がある。

金沢市の現状

○　認知症ケアパスについては、１１月に行う日常生活圏域ニーズ調査等をもとに、地域ニーズ及び不足している社会資源の把握を行い、次期介護保険事業計画の策定に向け、検討を進める予定。
- 認知症ケアに係る市内の社会資源について（別添：参考資料１　P6）

○　平成25年度から、認知症の早期発見のため、76歳を対象にもの忘れ健診を実施しているが、認知症疑いと判定された人を早期対応に繋げる取組の検討が必要。

○　認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して出来る範囲での手助けをする人として認知症サポーターを平成24年度末までに7,406人養成している。さらに小売店等の一定割合の従業員等が認知症サポーターの講習会を受講修了した場合に高齢者の方にやさしい店として、平成24年度末までに551事業所を「認知症サポーター認定所」に認定。

○　国の有病率推定値を踏まえて単純に試算すると、65歳未満で発症する認知症（若年性認知症）の方は、本市では約130人と推計される。実際に介護保険サービスを利用している方は、37人（H24年度末）である。

○　金沢市では、金沢権利擁護センターを設置し、成年後見制度（認知症等のために判断能力が低下したものを保護する制度）に関する相談や日常生活自立支援事業（認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送るための制度）により福祉サービス等の利用支援を行っている。
（平成24年度実績　成年後見制度の利用に関する相談　351件（認知症高齢者）、日常生活自立支援事業契約件数　161件）

論点

○ 「標準的な認知症ケアパス」（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の策定に向けて、地域における認知症の人とその家族の支援体制のあり方をどのように考えるか。

○ 認知症ケアパスの策定に当たっては、認知症の状態像に対応したケアの流れや利用できる社会資源の明確化が必要。日常生活圏域ニーズ調査とともに、各地域における地域ケア会議の開催等により、地域ニーズ及び不足している社会資源の洗い出しを進めるべきではないか。

○ 地域や家庭における生活の中で、周囲の人が認知症を早期に発見し、早期の受療に結び付けていくための取組（「気づき力」と「対応力」の強化）についてどのように考えるか。

○ これまで地域で培われてきた「認知症の人を支える取り組み」に加え、もの忘れ健診や初期対応集中支援チーム等、早期発見に向けた施策が拡充される中で、早期受診に結びついた後の認知症施策について、市民に分かりやすい形で体系化を進めるべきではないか。

○ 認知症予防教室等の予防施策については、一次予防事業として福祉健康センター等で実施されているが、地域において面的に展開していくためにもどのような対策が考えられるか。

○ 若年性認知症の方の対応として、就労時から利用できる制度もあることから、介護保険制度に縛られることなく、その人の状況に合わせて、適切と思われるサービスや制度が利用できるような周知を行うべきではないか。

○ 判断能力が低下した認知症高齢者などの権利擁護と法律行為を支援するため、専門的知識を有する市民後見人の養成等について検討すべきではないか。